

免許番号 区第530号

漁場の位置 高砂市高砂町向島公園地先

漁場の区域 次の点A、ア、イ、ウ、B、C、エ及びAを結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

A 高砂市高砂町向島向島公園東護岸南角の防波堤(導流堤)基部(北緯34度44.06分、東経134度48.26分)

B 高砂市東播磨港高砂本港区高砂東防波堤(通称一文字堤防)北東端(北緯34度43.89分、東経134度48.05分)

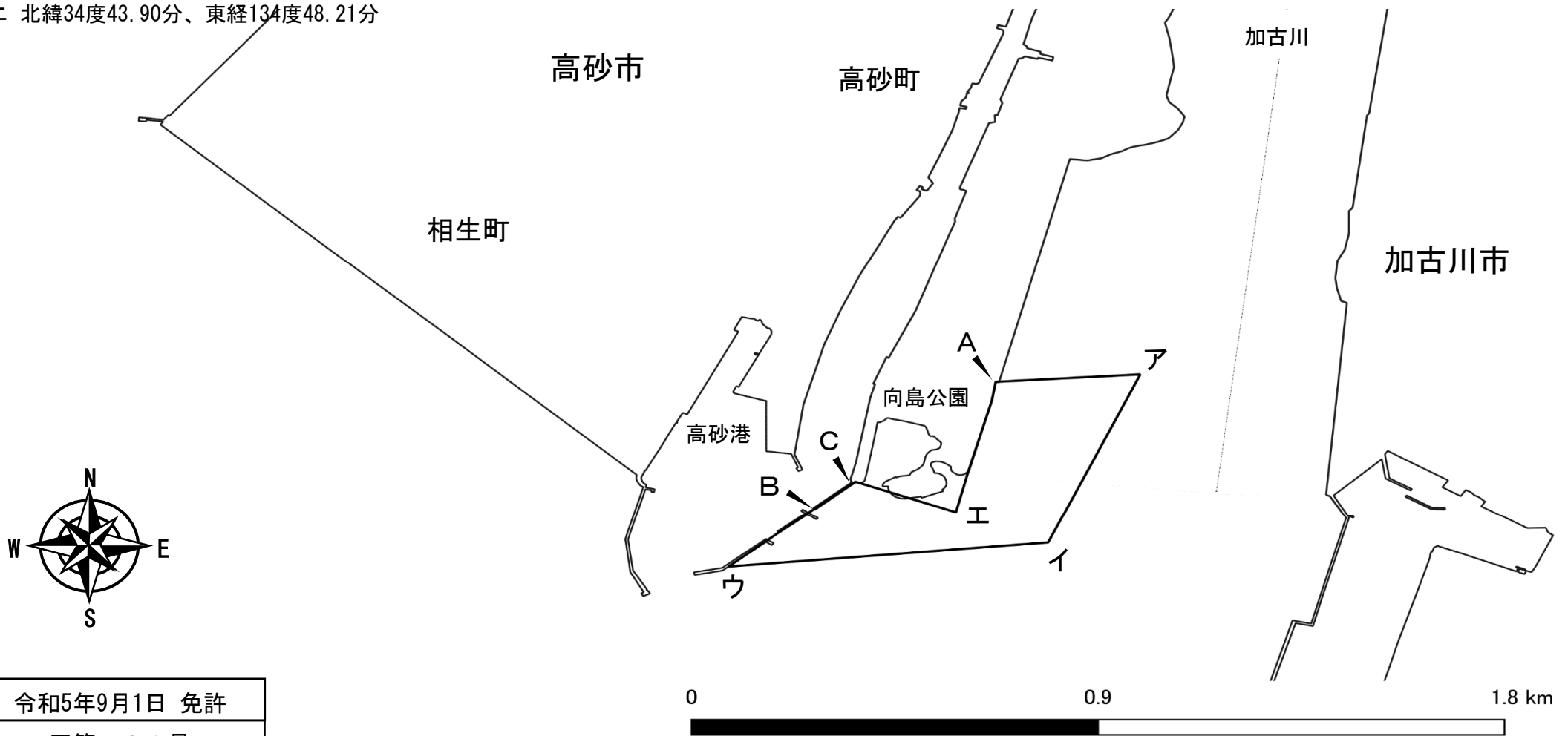
C 高砂市東播磨港高砂本港区高砂東防波堤(通称御台場堤防)基部(北緯34度43.94分、東経134度48.09分)

ア 北緯34度44.08分、東経134度48.43分

イ 北緯34度43.86分、東経134度48.32分

ウ 北緯34度43.83分、東経134度47.96分

エ 北緯34度43.90分、東経134度48.21分



令和5年9月1日 免許
区第530号

1	表 示				表示 番号	表 示		
1	免許年月日	令和5年9月1日	存続 期間	令和5年9月 1日から 令和10年8月31日まで	1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 令和5年9月1日		
	漁 場	別紙漁場図のとおり						
	漁業の種類	第1種区画漁業	垂下式貝類養殖業	1月1日から12月31日まで				
	主な漁獲物							
	漁業の時期							
制 限 又 は 条 件	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる 標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。							
漁 業 権 区			先 取 特 権 区		抵 当 権 区		入 漁 権 区	
順位 番号	事 項		順位 番号	事 項		順位 番号	事 項	
1	高砂市高砂町材木町1198番地 高砂漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日							
海 区	兵庫県瀬戸内海海区		免許番号	区第530号		摘 要		